

## 錦江町農業委員会 4月総会議事録

○ 開催日時 平成30年4月25日(月) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 1号 錦江農業振興地域整備計画の用途区分変更について

議案第 2号 農地法第3条許可申請について

議案第 3号 農地法第5条許可申請について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 6号 非農地証明願について

議案第 7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積に係る錦江町農業委員会の意思決定について

議 長	<p>只今より平成30年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 坂元委員と7番 寺田委員を指名いたしますので、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第 1 号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用地区分変更）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 1 号について説明いたします。</p> <p>申請者は、K・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字タツバミ1057番、地目は畑、地籍は2,062㎡となっています。</p> <p>変更目的は、畜舎建設を行ないたいため、現在の用途区分畑から農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番内菌委員お願いします。</p>
12番 内菌委員	<p>はい。報告します。</p> <p>K・Kさんは、現在、新規就農をするためHさんの所で研修中であります。</p> <p>申請地は、Hさんの畜舎の隣の土地で、他にも色々と探されたみたいですが、交渉が上手く行かず、現在地の申請になったみたいです。</p> <p>後程5条申請でも出て来ますが、畜舎を建設するため、用途区分変更申請をされるものです。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2番 鈴 委員	<p>このK・Kさんは独り者ですか。</p>
12番 内菌委員	<p>現在は独身ですが、近く結婚の予定があると聞いています。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第1号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第2号について説明いたします。</p> <p>先ず受付番号1号の譲渡人は、N・Sさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字花瀬4129番10、地目は田、地積は1,179㎡と、田代川原字大長野4203番1、地目は畑、地積は430㎡と、田代川原字大長野4203番3、地目は田、地積は1,351㎡で、3筆の合計は2,960㎡となっています。</p> <p>譲受人はK・Sさん、I自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Sさんの経営状況は、世帯員1名、労働力1名、自作地1,533㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はありません。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号2号の譲渡人は、M・Kさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字牧原一7151番1、地目は畑、地積は18,817㎡となっています。</p> <p>譲受人はM・Kさん、M自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>M・Kさんの経営状況は、世帯員7名、労働力5名、自作地24,621㎡、小作地26,855㎡で、肉用牛、タバコ、大根を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械等の所有状況は、トラクター4台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 宿利原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号1号についてを、9番 元丸委員お願いいたします。</p>

<p>9 番 元丸委員</p>	<p>はい。報告します。 この土地は、相続されたN・Sさんが売りたいということで買い手を探していましたが、K・Sさんが買うということになりました。 K・Sさんは、耕作されている農地も綺麗に管理されていますので、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 次に、受付番号2号についてを、13番 宿利原委員お願いいたします。</p>
<p>13番 宿利原委員</p>	<p>報告します。 譲渡人のM・Kさんは、M・Kさんの祖父になります。M・Kさんは、現在畜産で新規就農認定に向けて準備されています。家族間の贈与ですので問題は無いと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
<p>2 番 鈴 委員</p>	<p>このNさんの金額は。</p>
<p>9 番 元丸委員</p>	<p>全部で〇〇万〇千円です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第2号のうち、受付番号1号についてを採決します。 お諮りします。 議案第2号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第2号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号のうち、受付番号2号についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第2号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第2号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第3号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号1号は、一般住宅建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、N・Sさん、K市在住の方と、O・Zさん、K自治会在住の方の連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、城元字添田1039番2、地目は台帳は田、現況は畑となっています。地積は852㎡のうち391㎡となっています。</p> <p>17頁から21頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、内菌政文推進委員です。</p> <p>次の受付番号2号は、太陽光発電施設建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、T・E(株)、O市に拠点を置く法人と、T・M人さん、U自治会在住の方と、K・Mさん、A県在住の方と、S・Kさん、S自治会在住の方との連名による申請となっています。</p>

	<p>申請地は、神川字上小牧5988番2、地目は畑、地積は4,084㎡と、神川字上小牧5997番2、地目は畑、地積は7,157㎡と、神川字上小牧5985番1、地目は畑、地積は3,627㎡と、神川字上小牧5983番2、地目は畑、地積は847㎡で、4筆の合計は15,715㎡となっています。</p> <p>22頁から28頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>次の受付番号3号は、畜舎建設のための申請となっています。</p> <p>申請者は、K・Kさん、S・Yさん、いずれもT自治会在住の方の連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、神川字タツバミ1057番、地目は畑、地積は2,062㎡となっています。</p> <p>29頁から36頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号1号についてを、内菌推進委員お願いいたします。</p>
<p>内菌（政） 推進委員</p>	<p>はい。報告します。</p> <p>申請地は大根占郵便局から入った所にあり、役場から300メートル以内に存在する第3種農地に当たります。面積も391㎡であり、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号2号についてを、私の方で報告いたします。</p>
<p>1番 宿利原委員</p>	<p>申請地はS自治会の下側に当たる場所で、周りを山に囲まれた場所で、第2種農地に当たりますので、太陽光発電施設を設定するのに支障は無い場所ですので、問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>

議 長	次に、受付番号3号についてを、12番 内菌委員お願いいたします。
12番 内菌委員	はい。報告します。 この件については先程の農振農用地の区分変更で説明しましたように、畜舎建設のための申請です。何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
2番 鈴 委員	Oさんの金額は幾らですか。
事務局	全部で〇〇〇万円です。
6番 坂元委員	Tは賃借ですか。買い取りですか。
事務局	賃貸借です。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第3号のうち、受付番号1号についてを採決します。 お諮りします。 議案第3号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第3号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第3号のうち、受付番号2号についてを採決します。 お諮りします。 議案第3号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第3号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第3号のうち、受付番号3号についてを採決します。 お諮りします。 議案第3号のうち、受付番号3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第3号のうち、受付番号3号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第4号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号1号の譲渡人は、S・Eさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字二反野4228番34、地目は田、地積は1,055㎡と、田代川原字赤石4255番46、地目は田、地積は1,003㎡と、田代川原字赤石4255番47、地目は田、地積は1,003㎡と、田代川原字赤石4255番48、地目は田、地積は961㎡と、田代川原字赤石4255番49、地目は田、地積は548㎡で、5筆の合計は4,570㎡となっています。</p> <p>譲受人はH・Rさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>H・Rさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地11,005㎡、小作地22,488㎡で、果樹を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、スピードスプレーヤー、パワーショベル各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号2号の譲渡人は、O・Hさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は神川字川路迫1798番1、地目は畑、地積は2,073㎡となっています。</p> <p>譲受人はF・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>F・Hさんの経営状況は、世帯員4名、労働力3名、自作地29,698㎡で、花卉、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、トラック各2台、防除機、耕運機、ショベル各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、14番 本釜委員です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号1号についてを、9番 元丸委員お願いいたします。</p>
<p>9番 元丸委員</p>	<p>この案件は、今年の11月にあっせんが上がって来たものです。買い手を探していましたが、この近くで果樹を栽培しているH君に話をしたところ、買って良いということで、話がまとまったものです。Hさんは皆さんご存知のとおり、花瀬地区で葡萄等を栽培されています。認定農家でもあり、借りている圃場を含め、管理もしっかりしていますので問題は無いと思います。よろしく願いいたします。金額は〇〇〇万円です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号2号についてを、14番 本釜委員お願いいたします。</p>
14番 本釜委員	<p>この件は2月の総会であんせんに出たものです。</p> <p>現在耕作されているF・Hさんが買うということで話がまとまりました。</p> <p>F・Hさんは、花卉、露地野菜を主体に経営されています。認定農家でもあり、圃場もしっかり管理されていますので、問題無いと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
2番 鈴 委員	<p>Fさんの金額は</p>
事務局	<p>山もありまして、全部で〇〇万円。その内、農地の部分が〇〇万円です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号のうち、受付番号1号についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第4号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号のうち、受付番号1号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第4号のうち、受付番号2号についてを採決します。 お諮りします。 議案第4号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第4号のうち、受付番号2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は34筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。 それでは、議案第5号のうち、受付番号1号から7号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第5号のうち、受付番号1号から7号までについて説明いたします。 先ず、受付番号1号から4号までの貸し人はU・Nさん、K市在住の方です。 申請地は、1号が神川字井手ノ河3030番1、地目は田、地積は218㎡、2号が神川字井手ノ河3030番2、地目は田、地積は134㎡、3号が神川字井手ノ河3030番3、地目は田、地積は453㎡、4号が神川字井手ノ河3030番4、地目は田、地積は640㎡で、4筆の合計は1,445㎡となっています。 貸付期間は平成30年4月26日から平成32年12月14日までで、小作料</p>

金は全部で21,000円となっています。

借り人は、M・Mさん、K自治会在住の方です。

M・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地11,593㎡、小作地5,543㎡で、水稻、人参を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスター・田植機・管理機・軽トラック各1台となっています。

受付番号1号から4号までの担当調査員は、5番 徳永委員です。

次の受付番号5号の貸し人はM・Nさん、I自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字赤石4255番34、地目は田、地積は1,537㎡となっています。

貸付期間は平成30年4月26日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Kさん、I自治会在住の方です。

M・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地7,971㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、バインダー、田植機各1台となっています。

受付番号5号の担当調査員は、9番 元丸委員です。

次の受付番号6号の貸し人はT・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は、馬場字柳ヶ迫3127番、地目は畑、地積は2,217㎡となっています。

貸付期間は平成30年4月26日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Yさん、F自治会在住の方です。

T・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地7,999㎡で、しきみ、ゴマを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、草払い機・クランクカルチ・肥料散布機各1台となっています。

受付番号6号の担当調査員は、山中推進委員です。

次の受付番号7号の貸し人はH・Eさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字表木ノ下2050番1、地目は田、地積は937㎡となっています。

貸付期間は平成30年4月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

	<p>借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>Y・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,173㎡、小作地97,814㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア、ロールベイラー、ラップマシン、コンバイン、2tトラック、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号7号の担当調査員は、折小野推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号1号から4号までについて、5番 徳永委員をお願いします。</p>
5番 徳永委員	<p>この農地は4筆になっていますが、1枚の田んぼになっています。継続の案件ですが、前は賃借料は米6俵でしたが、今回から現金でということで、全部で2万1千円となっています。継続の案件ですので問題ないと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号5号について、9番 元丸委員お願いいたします。</p>
9番 元丸委員	<p>はい。M・NさんとKさんは親子で、農業者年金の関係で利用権を結ぶものです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号6号について、山中推進委員お願いいたします。</p>
山中 推進委員	<p>はい。T・TさんとYさんは、義理の親子です。T・Yさんは、新規就農者として、しきみ等を栽培して頑張っておられます。問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号7号について、折小野推進委員お願いいたします。</p>

折小野 推進委員	この土地は前借りていた方が、規模縮小ということで合意解約されました。今回、Y・Hさんが借りることとなりました。Yさんは認定農家でもあり、何ら問題は無いとおもいます。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第5号のうち、受付番号1号から7号までを採決します。 お諮りします。 議案第5号のうち、受付番号1号から7号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第5号のうち、受付番号1号から7号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第5号のうち、受付番号8号から34号までについてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第5号のうち、受付番号8号から34号までについて説明します。 受付番号8号から34号までについては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。 お手元の配分計画案をご覧ください。 左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が、協力金対象欄となっています。  以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、しばらく資料に目を通して下さい。
議 長	資料に目を通して頂いたと思いますが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第5号のうち、受付番号8号から34号までを採決します。 お諮りします。 議案第5号のうち、受付番号8号から34号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第5号のうち、受付番号8号から34号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第6号 非農地証明願を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号について説明いたします。 受付番号1号の申請人はK・Dさん、F県在住の方です。 申請地は田代川原字牛突5630番4、地籍は199㎡、地目は台帳は畑、現況は原野となっています。 45頁、46頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。 この件の担当調査委員は、10番 貫見委員です。  以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号1号について、10番 貫見委員お願いします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。報告します。</p> <p>場所は、H自治会からS建設の事務所を向かう途中の、H自治会内にあります。4月13日に事務局と元丸委員と現地を確認してきました。</p> <p>この畑は住宅の裏手にあり、現在は竹に覆われてる状態でした。また、耕作道も無く、農地に返しても耕作できないと判断したところです。非農地とするのも止むを得ないのかと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第7号 農地法第3条第2項第5号の下限見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号について説明をいたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号において、権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計が、北海道では2ha、都府県では50aとされており、括弧書きで、農業委員会が、市町村の区域の全</p>

	<p>部又は一部の地域について、別段の面積を定めることができるとされています。</p> <p>錦江町では、今までこの面積を30aと定め、毎年、総会において意思決定をしているところです。本年度においても、今まで通り30aと定めたいということで提案するものです。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成30年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人